

玉野市立宇野中学校 運動部活動に係る活動方針

「玉野市運動部活動の在り方に関する方針」を遵守し、本校の運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 目 標

- (1) 異学年の生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、社会性などを育成する。
- (3) 体力の向上と健康の保持増進を図る。

2 部活動の指導方針

- (1) 部活動の教育的意義に重点をおき、学校教育の一環として行う。
- (2) 全職員がいずれかの部（文化部を含む）の顧問として指導にあたる。
- (3) 生徒の健康面、安全面に十分配慮して指導する。
- (4) 礼儀やマナー、挨拶、整理整頓などを大切にされた指導をする。
- (5) 生徒の人権を大切にされた指導をする。（体罰の禁止）
- (6) 顧問の監督、指導のもと、生徒同士が協力して自主的に活動させる。

3 運営組織について

- (1) 部活動担当
 - ・部活動指導について、運営委員会や職員会議と連携しながら、全体計画の立案、連絡調整、各部の顧問の割振りなどを行う。
- (2) 部活動顧問者会
 - ・各部の顧問で組織し、基本計画を共通理解し、運営上の諸問題の協議・解決を行う。
- (3) 部活動顧問
 - ・部の運営や活動上の諸問題などについて助言、指導などを行う。
 - ・活動計画のもと計画的に活動する。
- (4) 部長会
 - ・各部の部長で組織し、活動上のルールやマナーを確認したり、諸問題について解決、調整を行ったりする。また、部活動関連行事の企画、運営を担当する。

4 活動規定

(1) 休養日及び活動時間について

- ①活動時間 平日：2時間程度
休日：3時間程度

・夏期（3月～9月）	17時45分部活終了、18時00分最終下校
・冬期（県秋季大会～1月）	17時15分部活終了、17時30分最終下校
・移行期Ⅰ（10月～県秋季大会）	17時30分部活終了、17時45分最終下校
・移行期Ⅱ（2月～定期考査Ⅴ）	17時30分部活終了、17時45分最終下校
・早朝練習	7時30分～8時15分 7時30分登校

- ②休養日 平日：水曜日
休日：土・日のいずれか

※大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。

③その他

- ・月の活動予定を生徒、保護者に周知する。また、管理職にも報告するとともに、全職員が活動状況を把握できるように職員室へ掲示する。
- ・定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。
- ・休養日や 1 日の活動時間が原則を超える場合は、活動許可書を管理職に提出する。

（2）活動について

- ①顧問の監督のもとで活動を行う。顧問が不在の場合、生徒だけで活動させない。
- ②活動場所を安全、清潔に保ち、用具や施設を大切に使用する。鍵の貸出は顧問が行う。
- ③部活動のきまりや活動時間などを守って活動する。

（3）校外の活動について

- ①活動場所への移動手段は、徒歩、自転車、公共交通機関、貸切りバス、保護者送迎などとし、教職員の車に同乗させてはならない。
- ②徒歩、自転車での移動の際は、安全指導や見守り、到着確認を行う。
- ③活動予定の変更がある場合は、学校メールなどを利用して保護者連絡する。
- ④保護者送迎でわが子以外の生徒を同乗させて事故を起こし、責任や保証のトラブルになる場合があるため、事前に保護者会などで説明して確認しておく。
- ⑤主催者が中学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、事前に管理職に許可を得る。

5 合同チームについて

- （1）合同チームを編成する場合は、岡山県中学校体育連盟の規定に従って行う。
- （2）合同チームの活動は「4の活動規定」に準ずるが、合同で活動する機会の必要性を考慮し、土・日の活動を認める。ただし、下記の点に留意する。
 - ①土・日に連続して活動した場合、平日の 1 日を新たに休みとする。
 - ②活動時間は、特別な場合を除き半日とする。
 - ③土・日に活動する場合、同じ顧問が 2 日連続で指導しない。

6 入退部

- （1）入部の際は必ず保護者の同意を得て、保護者と連名で入部届けを担任に提出する。
- （2）できるだけ 3 年間継続して活動するのが望ましいが、転退部する場合は顧問及び担任の承認を得る。

7 部の設置・休廃部

- （1）部員が少なく活動が困難であると判断した場合、管理職、部活動担当、顧問で協議し、職員会議で休廃部を決定する。部の設置については、今後の生徒数の減少を考え、判断していく。

8 その他

- （1）年間 1 回、救急救命法や熱中症の予防について職員研修を行う。
- （2）部活動で部費や遠征費を集める場合は、会計報告書を作成して保護者に報告するとともに、管理職にも会計報告書を提出する。
- （3）文化部の活動については「運動部活動に係わる活動方針」に準ずるものとする。